

収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第三条第二項及び第四項の規定に基づき、収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令を次のように定める。

（委託契約書の作成）

**第一条** 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の規定による収入印紙及び自動車重量税印紙（以下「印紙」という。）の売りさばきに関する事務の委託は、あらかじめ、財務大臣（その委任を受けた者）と日本郵便株式会社の代表者（その委任を受けた者）を含む。以下「会社の代表者」という。）の間で、委託契約書を作成して行うものとする。

2 会社の代表者は、前項の規定により委託契約書を作成した場合には、速やかに、その写しを総務大臣に提出しなければならない。これを変更したときも同様とする。

（印紙の交付）

**第二条** 財務大臣は、前条第一項の委託契約に係る印紙に当該印紙の種類、数量その他必要な事項を記載した交付書を添えて会社の代表者に交付するものとする。

（印紙の受領書の提出）

**第三条** 会社の代表者は、前条の規定により印紙の交付を受けたときは、直ちに、当該印紙の種類、数量その他必要な事項を記載した受領書を財務大臣に提出しなければならない。

（印紙の管理方法）

会社の代表者は、第二条の規定により財務大臣から交付を受けた印紙について、必要な帳簿を備え、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（印紙代金の納付等）

**第五条** 会社の代表者は、印紙を売りさばいた日（郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第三条に規定する販売者等（以下「販売者等」という。）が同法第四条第二項の規定により会社から印紙を買取った日及び簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第四条第一項に規定する受託者（以下「受託者」という。）が同法第十条の規定により適用される郵便切手類販売所等に関する法律第

四条第二項の規定により会社から印紙を買い受けた日を含む。）の属する月の翌々月の末日までに、財務大臣に對して印紙の売りさばき金額及び次に掲げる売りさばきに関する事務の取扱いに要する経費を記載した報告書を提出するとともに、当該売りさばき金額から次に掲げる売控除した金額に相当する金額（以下「納付金額」という。）を収入印紙に係るものは一般会計に、自動車重量税印紙に係るものは国税収納金整理資金にそれぞれ納付しなければならない。

一 亡失したとき。

二 故意又は重大な過失により損傷したとき。

（指示等）

第七条 総務大臣は、必要があると認めるときは、会社の代表者に對し、印紙の売りさばきの方法その他印紙の売りさばきに関する必要な指示を行い、又は報告を求めることができる。

二 故意又は重大な過失により損傷したとき。

（印紙の亡失等の報告）

（印紙の亡失等の報告）

一 会社の代表者が売りさばいた印紙の金額の百分の三・三に相当する金額。

二 会社の代表者が印紙の売りさばきに関する業務の委託をやめた販売者等、受託者又はこれら者の相続人のそれぞれから戻り戻した印紙に表された金額（買い戻しに係るもののが二枚以上のときは、その合計額）の百分の九十九に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）の合計額。

三 会社の代表者は、納付金額を納付する場合は、歳入徵収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第一百四十一号）の別紙第四号の十一書式の納付書により納付しなければならない。

四 第一項の報告書には、毎月末日において会社の代表者が保管する印紙の種類、数量その他必要な事項を記載した書面を添付しなければならない。

五 会社の代表者は、次に掲げる印紙について毎月分を取りまとめの上、財務大臣に当該印紙の種類、数量その他必要な事項を記載した書面に通知があったときは、遅滞なく、裁断その他確定する印紙売りさばき所及び簡易郵便局法第七条第一項に規定する簡易郵便局の設置の状況について、定期的に、総務大臣を經由して財務大臣に報告するものとする。

（印紙の交換）

第六条 法第三条第六項の規定に基づき収入印紙の交換を請求する者は、次に掲げる事項を記載した用紙を、当該収入印紙及び収入印紙の交換手数料とともに、収入印紙を売りさばく会社の當業所に提出しなければならない。この場合において、当該収入印紙が文書等に貼り付けられたものであるときは、その状態で提示の上、当該収入印紙を提出しなければならない。

一 交換の請求に係る収入印紙の種類、枚数及び合計金額。

二 交換を希望する収入印紙の種類、枚数及び合計金額。

三 会社の代表者が故に又は重大な過失によらないで損傷したと認めた印紙。

三 会社の代表者が印紙の売りさばきに係る業務の委託をやめた販売者等、受託者又はこれら者の相続人から戻り戻した印紙のうちシート状でない印紙。

（施行期日）

第一項の省令は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

二 この省令の施行の日において、公社總裁が保管する一般会計に帰属する印紙は、財務大臣が

公社總裁に交付した委託に係る印紙とみなす。

三 公社總裁は、前項の規定により、財務大臣が

公社總裁に交付した委託に係る印紙とみなされ

た印紙の種類及び数量について、平成十五年五月三十日までに財務大臣に報告しなければならない。

（附則）

第一項の省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（附則）

第一項の省令は、平成十九年九月二十六日総務省令

（附則）

第一項の省令は、平成十九年十月一日から施行する。

（附則）

第一項の省令は、平成二十四年七月三十日総務省令

動車重量税印紙が文書等に貼り付けられたものであるときは、その状態で提示の上、当該自動車重量税印紙を提出しなければならない。

一 交換を希望する自動車重量税印紙の種類、枚数及び合計金額。

二 交換を希望する自動車重量税印紙の種類、枚数及び合計金額。

三 前二項の交換の請求があつた場合において、当該請求に係る印紙が租税又は国の歳入金の納付に用いられた疑いがあるときは、これを交換しないものとする。

（交換手数料）

前二項の交換の請求があつた場合において、当該請求に係る印紙が租税又は国の歳入金の納付に用いられた疑いがあるときは、これを交換しないものとする。

(施行期日)  
第一条

この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号。以下「平成二十四年改正法」という。）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

附則（平成二十五年一二月二〇日総務省

令第一一七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行の日（平成二十四年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令第五条第一項第一号の規定は、施行日以後に売りさばいた印紙について適用し、施行日前に売りさばいた印紙については、なお従前の例による。

附則（平成二六年九月一五日総務省令第

第七三号）

（施行期日）

この省令は、租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

附則（令和元年九月三〇日総務省令第

四七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令第五条第一項第一号の規定は、施行日以後に売りさばいた印紙について適用し、施行日前に売りさばいた印紙については、なお従前の例による。